（介護医療院に関する経過措置）

第十三条　施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第百十一条第二項及び第三項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十四条　施行日の前日において現に病院又は診療所を開設しており、かつ、当該病院又は診療所の名称中に病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他これらに類する文字（以下この条において「病院等に類する文字」という。）を用いている者が、当該病院若しくは診療所を廃止して新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）を開設した場合又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させて介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の名称中に介護医療院という文字を用いることその他厚生労働省令で定める要件に該当するものである間は、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、当該介護医療院の名称中に病院等に類する文字（当該病院若しくは診療所を廃止した際又は当該病院若しくは診療所の病床数を減少させた際に当該病院又は診療所の名称中に用いていたものに限る。）を引き続き用いることができる。

（準備行為）

第十五条　厚生労働大臣は、新介護保険法第七十二条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第七十八条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十一条第四項に規定する厚生労働省令で定める基準（新介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスの取扱いに関する部分に限る。）、新介護保険法第百十五条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）及び新介護保険法第百十五条の十二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める基準（介護保険法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても社会保障審議会の意見を聴くことができる。

第十六条　前条に規定するもののほか、新介護保険法の施行のために必要な条例の制定又は改正、介護保険法第七十条第一項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定（新介護保険法第七十二条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続、介護保険法第七十八条の二第一項の規定による同法第四十二条の二第一項本文の指定（新介護保険法第七十八条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続、新介護保険法第百七条第一項の許可の手続、介護保険法第百十五条の二第一項の規定による同法第五十三条第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続、介護保険法第百十五条の十二第一項の規定による同法第五十四条の二第一項本文の指定（新介護保険法第百十五条の十二の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（保険給付に関する経過措置）

第十七条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第二十二条において「第三号施行日」という。）前に行われた第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に係る保険給付については、なお従前の例による。

（平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　平成二十八年度以前の各年度における被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第十九条　平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る平成十八年旧介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の平成十八年旧介護保険法（次項及び次条において「第二号新平成十八年旧介護保険法」という。）第百五十二条第一項第一号及び附則第九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二条の規定による改正前の平成十八年旧介護保険法（次項及び次条において「第二号旧平成十八年旧介護保険法」という。）附則第九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十二条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介護保険法附則第九条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第二十条　平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る平成十八年旧介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十三条第一号及び附則第十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2　平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新平成十八年旧介護保険法第百五十三条第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第二号旧平成十八年旧介護保険法附則第十条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第二十一条　支払基金は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る平成十八年旧介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2　平成十八年旧介護保険法第百五十五条第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

第二十二条　第三号施行日前に行われた第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の平成十八年旧介護保険法の規定による施設サービスに係る保険給付については、なお従前の例による。

（介護保険法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条　第四条の規定による改正後の介護保険法施行法第十一条第三項の規定は、同項に規定する介護保険の被保険者としないこととされた者であった介護保険の被保険者のうち、施行日以後に特定適用除外施設（同項の規定により読み替えられた介護保険法第十三条第一項ただし書に規定する特定適用除外施設をいう。以下この条において同じ。）から継続して住所地特例対象施設（介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下この条において同じ。）に入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者について適用し、施行日前に特定適用除外施設に該当する施設から継続して住所地特例対象施設に該当する施設に入所等をしたことにより当該住所地特例対象施設に該当する施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。